

相続税法税制改正事項

改正内容	適用時期
(1) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度について、特例事業受贈者の要件のうち「受贈者が贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していたこと」の要件を、「受贈者が贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと」とする。	令和7年1月1日以後に贈与により取得をする財産に係る贈与税について適用
(2) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度について、「特例経営承継受贈者の要件のうち受贈者が贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特例認定贈与承継会社の役員等の地位を有していること」の要件を、「受贈者が贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等の地位を有していること」とする。	令和7年1月1日以後に贈与により取得をする財産に係る贈与税について適用
(3) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期間を令和9年3月31日まで延長する。	